

開示決定等の期限の延長について（通知）

様

国税庁長官 住澤 整



令和6年1月28日にされた行政文書の開示請求については、下記のとおり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」といいます。）第10条第2項の規定に基づき、開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求のあった行政文書の名称	1 平成25年4月1日付徴徴2-13ほか16課共同「『徴収事務提要』の制定について」（事務運営指針）（令和6年1月28日現在で最新のものに限り。） 2 1の一部を改正した文書（令和3年7月1日後のものに限り。）
延長後の期間	60日（開示決定等期限 延長後の期間の末日が行政機関の休日に当たるため、民法第142条の規定により、「令和6年4月1日」が開示決定等期限になります。なお、補正に要した日数が3日あります。）
延長の理由	開示請求に係る行政文書の開示・不開示の審査に時間を要し、法第10条第1項に規定する期間内に開示決定等を行うことは事務処理上困難であるため。
担当課	長官官房総務課情報公開・個人情報保護室 電話 03-3581-4161 内線3499